

請 願 ・ 陳 情 参 考 資 料

平成 3 0 年 2 月 2 3 日

地 域 振 興 部

陳情（新規）

受 理 番 号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
30年－04 (30. 2. 19)	地域振興	核兵器禁止条約の 日本政府の署名と 批准を求める意見 書採択について ヒバクシャ国際署 名をすすめる鳥取 県民の会 代表 鳥取県原爆 被害者協議会	1 核兵器禁止条約と日本の立場 (1) 核兵器禁止条約とは 核兵器禁止条約とは、軍事的な核兵器利用を世界的に禁止する条約であり、核兵器の廃棄期限や他国の領土への持ち込み禁止等が盛り込まれている。 平成29年3月27日より米ニューヨークの国連本部で「核兵器禁止条約」の交渉会議がはじまり、7月7日には、賛成122票、反対1票、棄権1票により採択された。条約は50カ国以上の批准がなされた90日後に発効されることとなっており、12月8日までに56カ国・地域が条約の署名を行い、タイ、パチカン、メキシコなど5カ国が批准している。 しかし、依然としてアメリカやロシアをはじめとする核保有国とその同盟国などは交渉に参加しておらず、日本も参加していない。 (2) 日本の立場 安部首相は平成29年3月31日の参議院本会議の答弁現時点での考えとして、「交渉会議の冒頭で、核軍縮は核兵器保有国が参加していない形で条約を作ること、核兵器保有国と非保有国の亀裂を深めるなど核兵器のない世界の実現をかえって遠ざける結果となることなどを指摘した。その上で、この条約構想について、核兵器国の理解や関与は得られないことが明らかとなっていること、核兵器国の協力を通じ核兵器の廃絶に結び付く措置を追求するという交渉の在り方が担保されていないことから、このような状況の下では、残念ながら、我が国として、本件交渉会議に建設的かつ誠実に参加することは困難である。」と述べているところ。その後河野外相が同旨の答弁をしている。 2 県の取組状況（ヒバクシャ国際署名） 「核兵器禁止条約」の締結を求めるヒバクシャ国際署名へ署名済みである。 (平成29年5月31日)